

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第44号

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の施行期日  
を定める規則

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の施行期日は、平成  
18年10月1日とする。

(総合企画局情報化推進室情報政策課)